

グループホーム入居者の生活費に関する全国緊急調査報告

調査の目的：現在、国会に上程されている「自立支援法案」にもとづくサービス利用量に応じた利用者の負担について、厚生労働省がグループホーム入居者の基準生活費としているものが実態を反映しているのかどうかを調査する。

調査方法：日本グループホーム学会会員に調査票を配布し、関係するグループホーム入居者の生活費の実態を記入し事務局に返送する手続きをとった。

調査日時：平成16年12月～17年2月

回答数：612ホーム 2,414人

調査分析内容：

厚生労働省が利用者負担設定の基礎としている基準生活費にもとづいて実態との分析をおこなった。

基準生活費 6.6万 = 食費 2.2万 + 居住費（家賃 + 水光熱費）2.3万 + その他生活費 2.1万

主な分析内容

概要～回答数、年齢、生活保護級地別数

収入についての分析

総収入額

年金と給与および総収入との関係

* 障害基礎年金は障害程度により1級と2級に分かれている。

* 1級～月額82,758円 2級～月額66,208円

支出についての分析

食費にかかる費用

家賃にかかる費用～地域差を見るために生活保護の級地を使用して分析

* 生活保護では6段階の級地により給付額が異なる

1級地 - 1：さいたま市、都23区、川崎市等

1級地 - 2：札幌市、千葉市、船橋市等

2級地 - 1：旭川市、宇都宮市、松本市等

2級地 - 2：足利市、豊川市、東海市等

3級地 - 1：いわき市、鹿沼市、伊勢崎市等

3級地 - 2：上記以外

食費 + 家賃 + 水光熱費 にかかる費用

まとめ

グループホームへの支払い総額（食費、家賃、水光熱費、共益費）と生活費

支払総額状況

支払い総額にその他生活費(2.1万)を加えた生活費基準でみた実態

調査収入と支払い総額にその他生活費(2.1万)を加えた生活費との差

分析結果：

概要

都道府県別回答数（知的障害者）

			ホーム数	人 数				ホーム数	人 数
北海道			35	133	愛知県		18	62	
岩手県			3	12	岐阜県		3	9	
宮城県			14	54	三重県		11	45	
山形県			10	45	大阪府		36	146	
福島県			20	66	兵庫県		9	29	
東京都			132	551	京都府		1	4	
神奈川県			80	315	滋賀県		6	24	
千葉県			7	22	島根県		12	50	
栃木県			81	309	岡山県		2	7	
群馬県			2	12	広島県		3	7	
新潟県			12	57	香川県		5	18	
長野県			18	77	大分県		7	29	
					総 計		527	2083	

都道府県別回答数（精神障害者）

			ホーム数	人 数				ホーム数	人 数
山形県			5	24	愛知県		1	6	
福島県			1	1	大阪府		11	29	
東京都			9	31	兵庫県		17	73	
神奈川県			14	68	奈良県		1	4	
埼玉県			11	39	鳥取県		1	5	
新潟県			1	1	広島県		2	6	
長野県			11	44	総 計		85	331	

精神障害に関する生活費は不明確な点が多かったため、今回の分析は知的障害者の回答についておこなった。

精神障害者のグループホームは、比較的安定している人が対象となっているため、生活費の管理は入居者自身がおこなっており、ホーム関係者が関わっていないところが多かった。そのため、たとえば入居者から食費にかかる金額を確認することがむずかしい等々の状況があり、記述が不完全、不明確な点が多かった。この不明確さを解明していく必要があるが、緊急調査では取り組めなかったため、今後の課題として調査を続けていく必要がある。

	人	割合
10代	27	1%
20代	459	22%
30代	620	31%
40代	414	20%
50代	378	18%
60代	155	7%
70以上	30	1%
総計	2083	100%

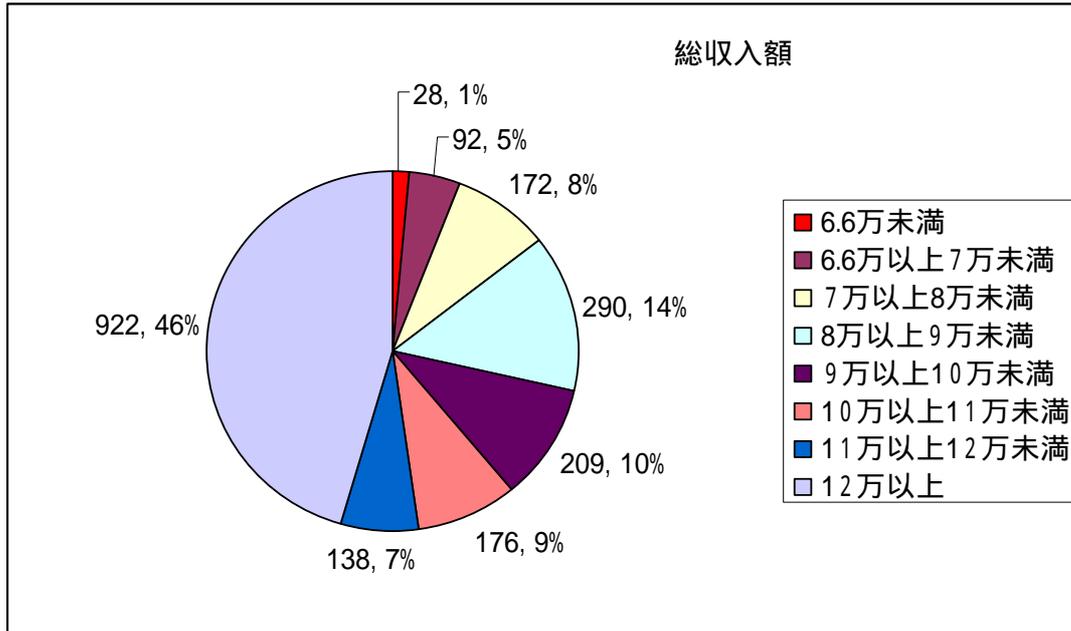
年 代

	ホーム数	割合
1級地-1	213	41%
1級地-2	34	6%
2級地-1	65	12%
2級地-2	16	3%
3級地-1	120	23%
3級地-2	79	15%
総計	527	100%

生活保護の級地別にみた回答ホーム数

収入について

[収入額] 図1 有効回答数：2037



定率負担を免除するとしている6.6万円以下の収入の人はグループホーム入居者のうち1%にすぎない。

[年金受給者の受給額]

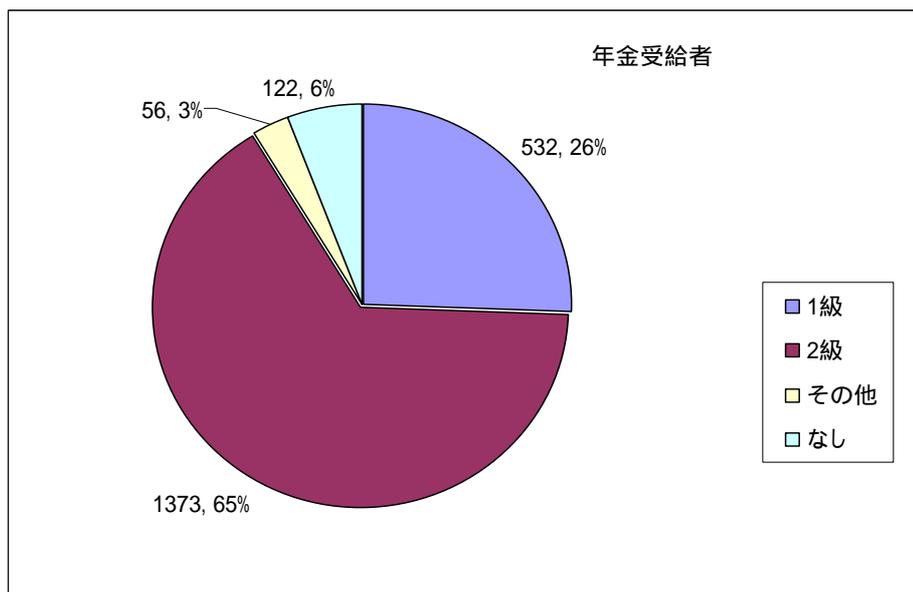


図2

グループホーム入居者の多くが障害基礎年金の1級、2級を受給している。

[年金別給料額]

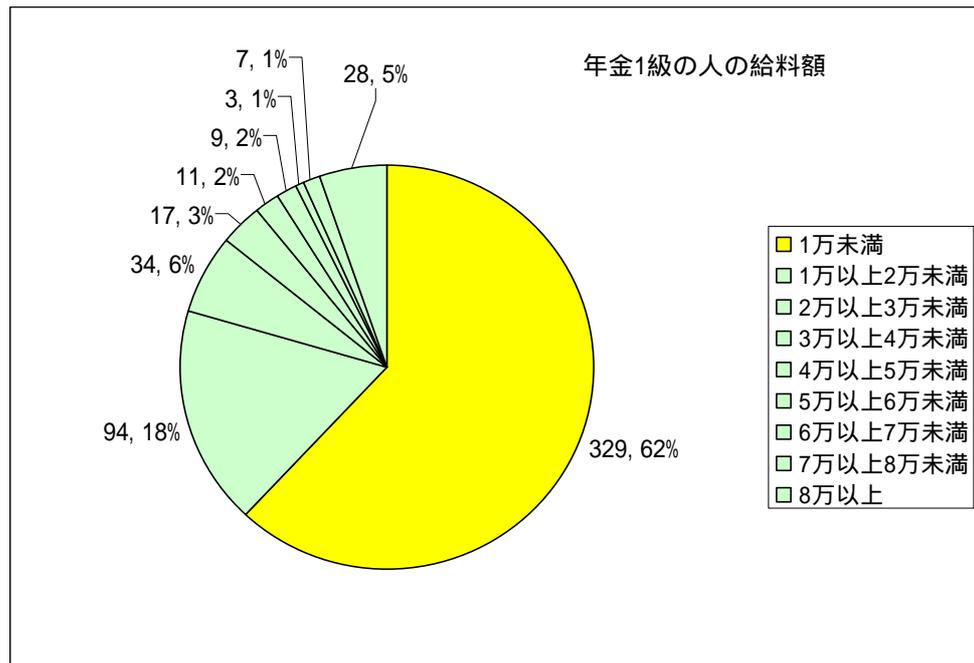


図 3

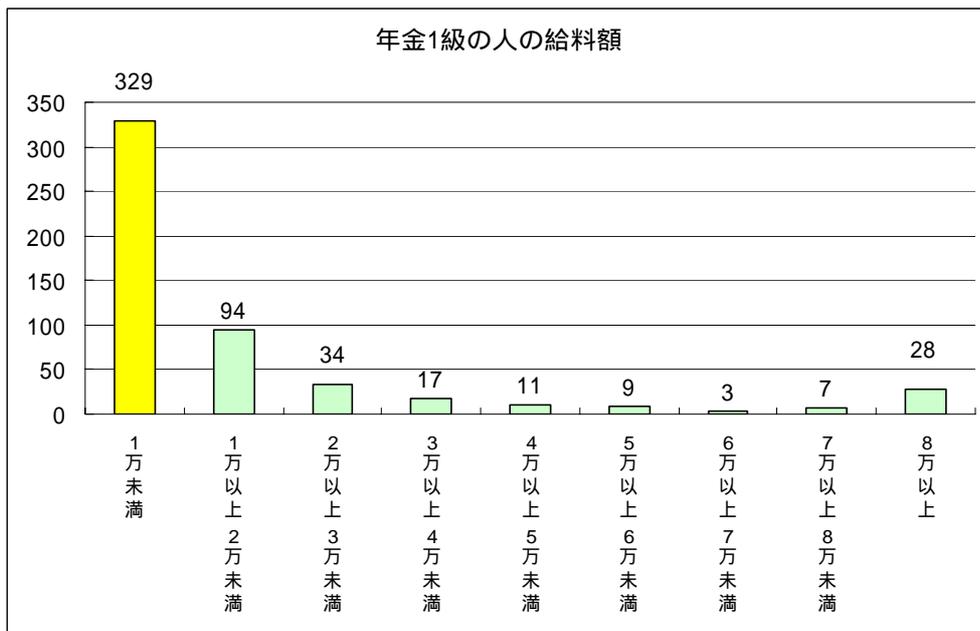


図 4

年金1級の方は給料による収入が非常に少ないことがくっきり現れている。

1 級の方の給与額

給料額	回答数
1万未満	329
1万以上2万未満	94
2万以上3万未満	34
3万以上4万未満	17
4万以上5万未満	11
5万以上6万未満	9
6万以上7万未満	3
7万以上8万未満	7
8万以上	28
有効回答数	532

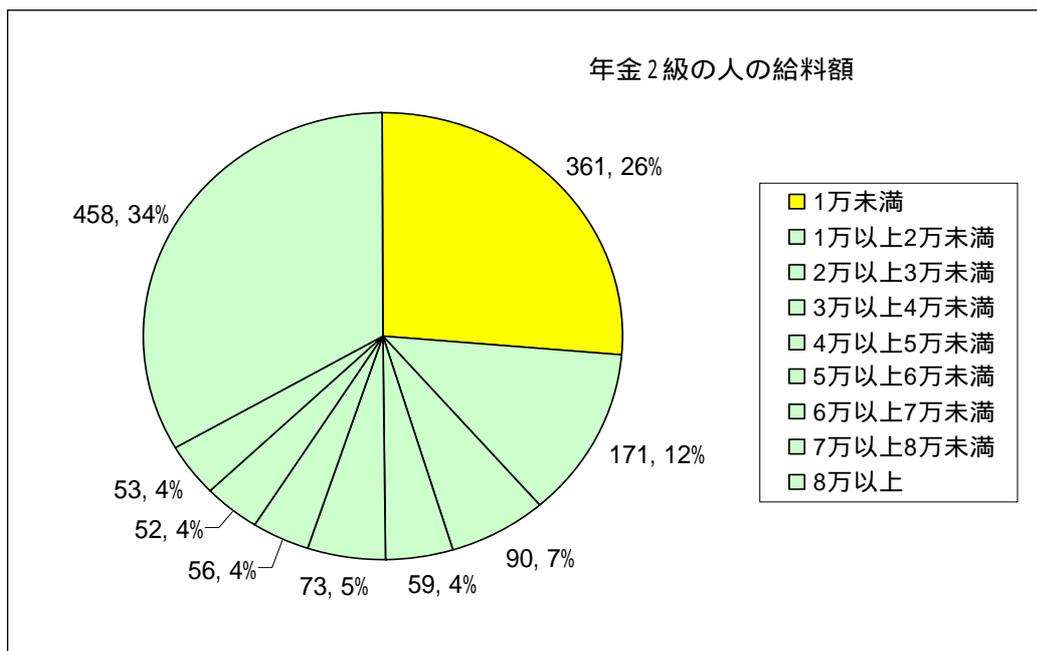


図5

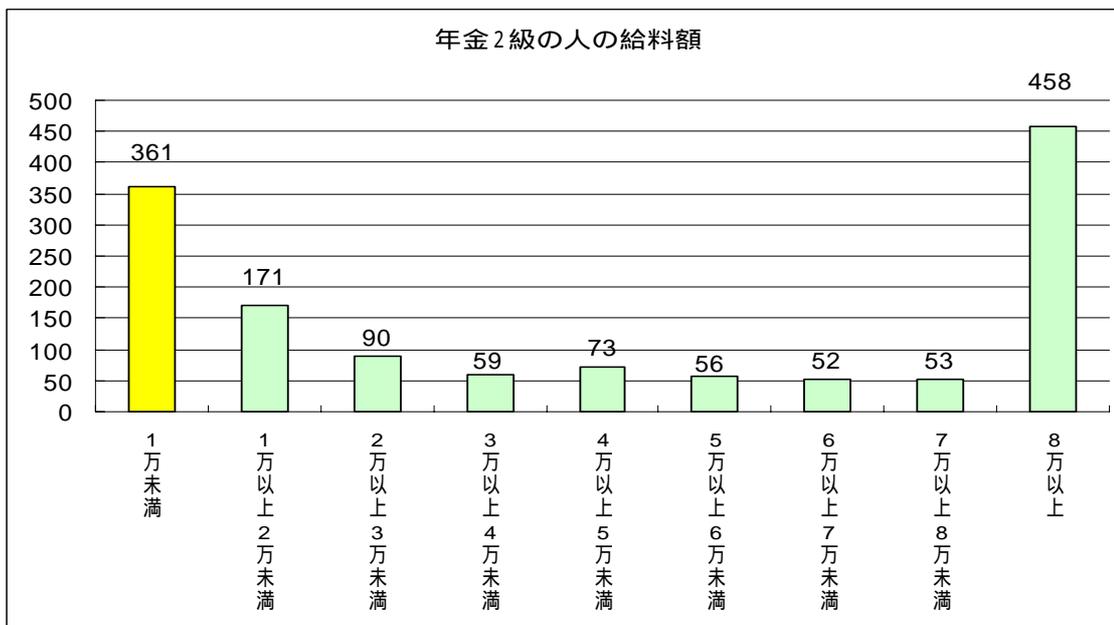


図6

年金1級の人に比べ、給料による収入を得ている人は増える。しかし給料1万円未満の人も26%存在し、この人たちの生活は年金1級の人より厳しい。1万円未満と8万円以上が両極にそびえたつ実態があり、年金2級の人ができる人というイメージでは成り立たないと考えられる。

2級の人々の給与額

給料額	回答数
1万円未満	361
1万以上2万未満	171
2万以上3万未満	90
3万以上4万未満	59
4万以上5万未満	73
5万以上6万未満	56
6万以上7万未満	52
7万以上8万未満	53
8万以上	458
有効回答数	1373

[年金別総収入]

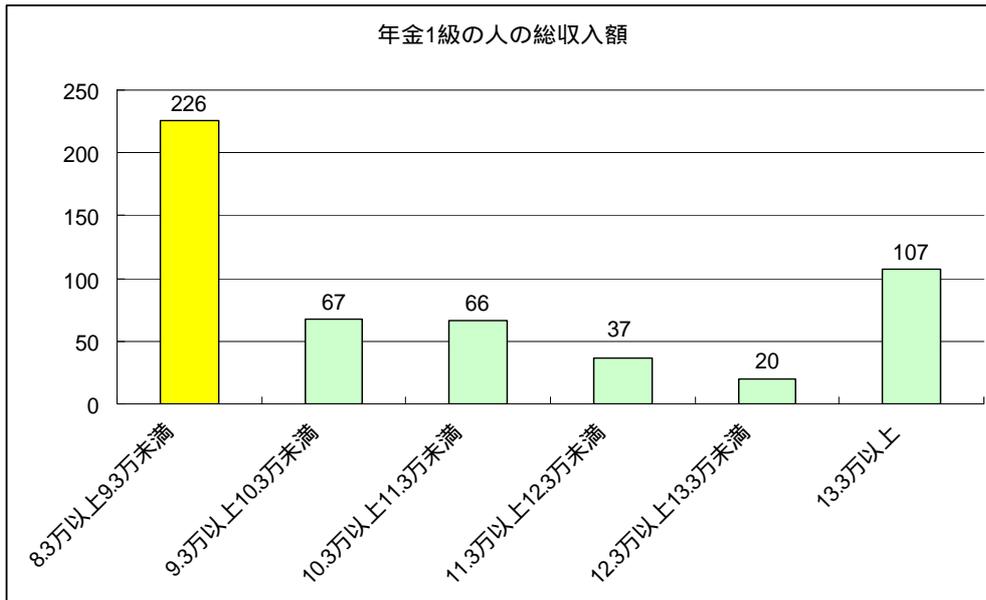


図7

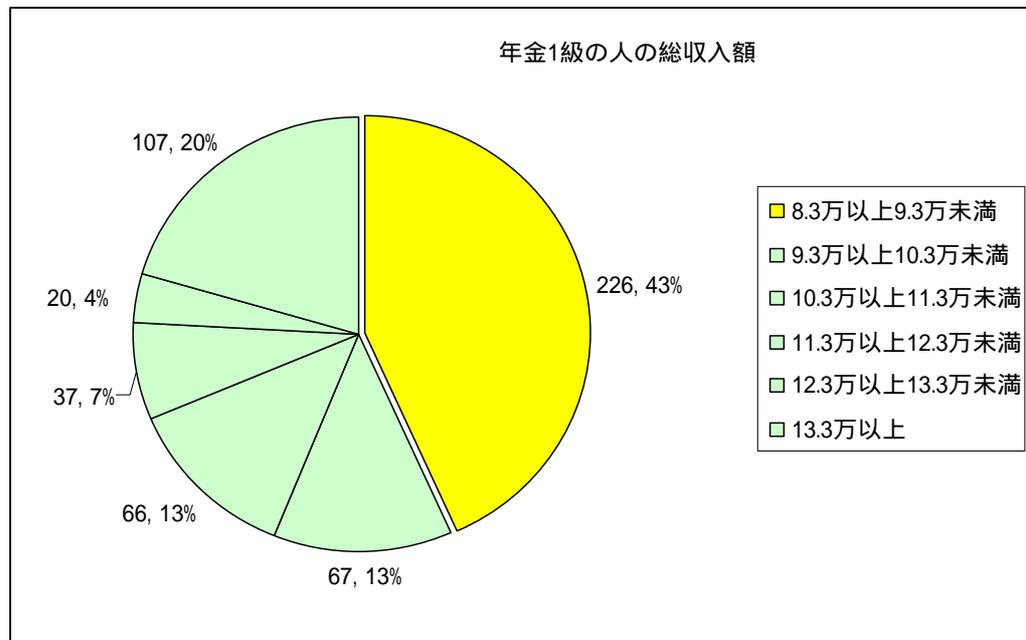


図8

年金1級の人々の収入は、43%がほぼ年金のみである。図3, 4による62%との差19%は、他の手当や仕送りによるものである。

年金1級の人々の総収入額

総収入額	回答数
8.3万以上9.3万未満	226
9.3万以上10.3万未満	67
10.3万以上11.3万未満	66
11.3万以上12.3万未満	37
12.3万以上13.3万未満	20
13.3万以上	107
有効回答数	523

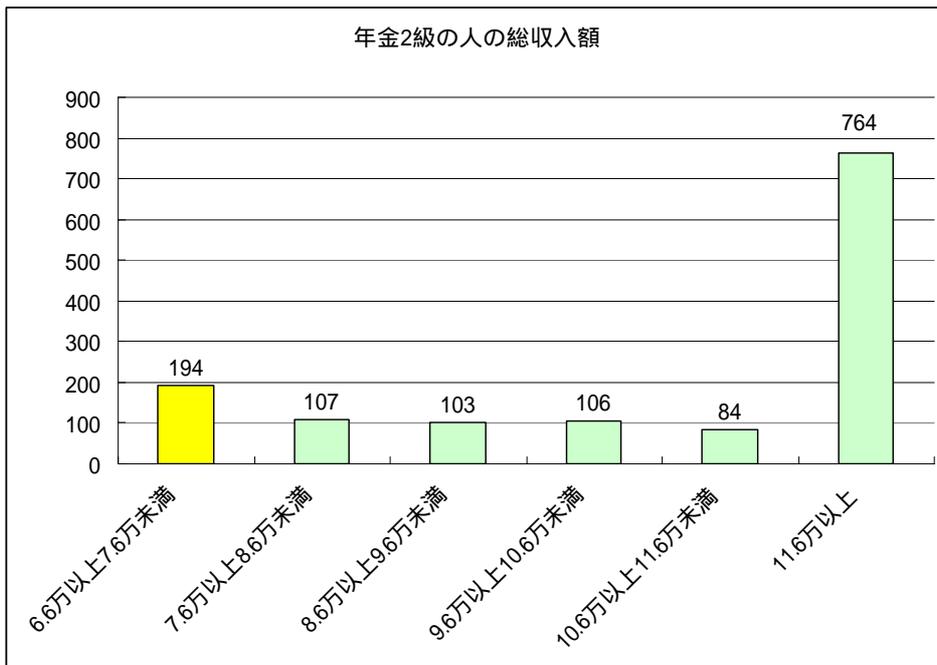


図 9

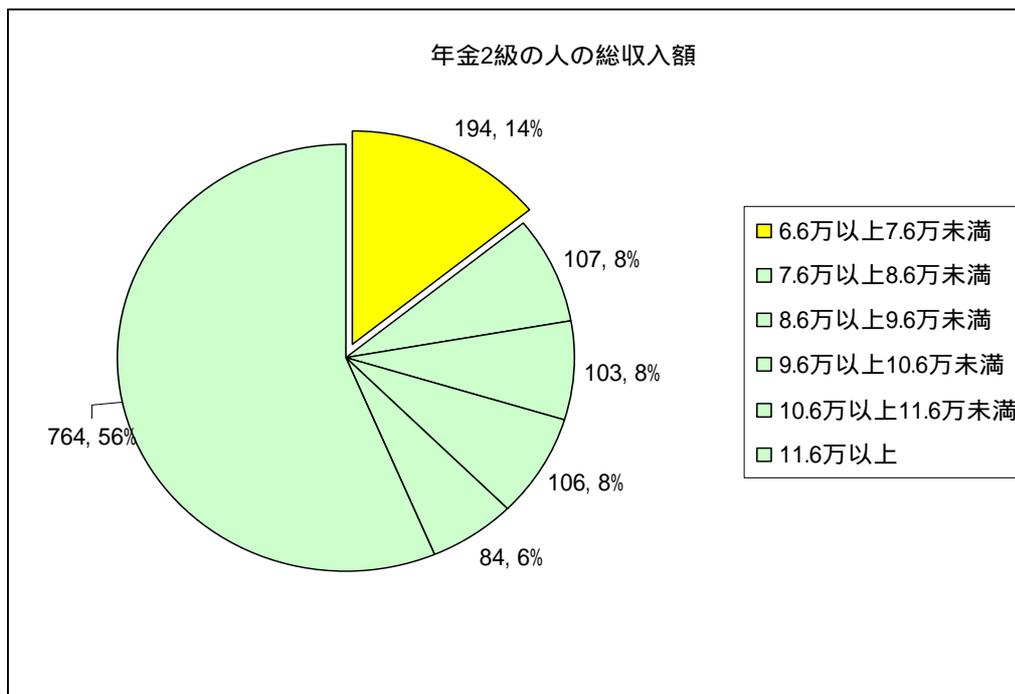


図 10

年金2級の人の収入は、14%がほぼ年金のみである。年金1級よりほぼ年金のみの人は少ないが、年金2級でほぼ年金のみという収入は非常に厳しい状況である。

年金2級の人の総収入額

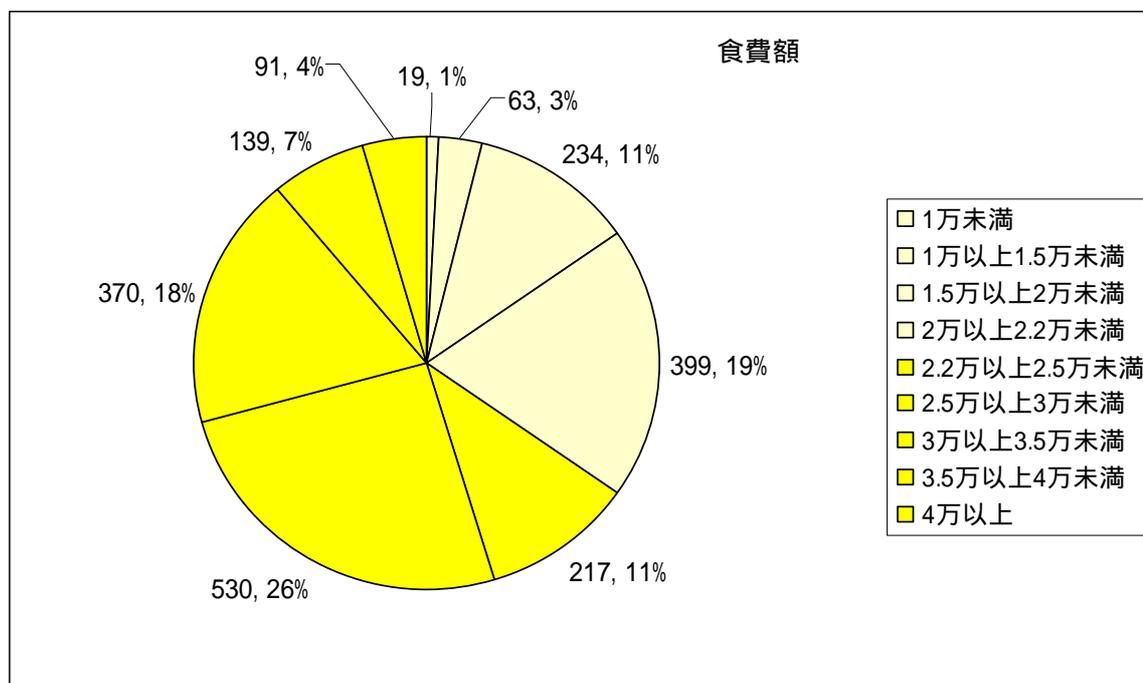
総収入額	回答数
6.6万以上7.6万未満	194
7.6万以上8.6万未満	107
8.6万以上9.6万未満	103
9.6万以上10.6万未満	106
10.6万以上11.6万未満	84
11.6万以上	764
有効回答数	1358

支出について

[食費]

食費平均値	25300.7
有効回答数	2062

図 11



食費については、地域差があまりなかった。66%が厚生労働省の設定する基準 2.2 万円を上回っている。

食費額	回答数
1万未満	19
1万以上1.5万未満	63
1.5万以上2万未満	234
2万以上2.2万未満	399
2.2万以上2.5万未満	217
2.5万以上3万未満	530
3万以上3.5万未満	370
3.5万以上4万未満	139
4万以上	91
有効回答数	2062

[家賃] 家賃は地域差が非常に大きい。生活保護の級地別格差が大きく現れている。

* 2級地-2は有効回答数が少ないため無効とした

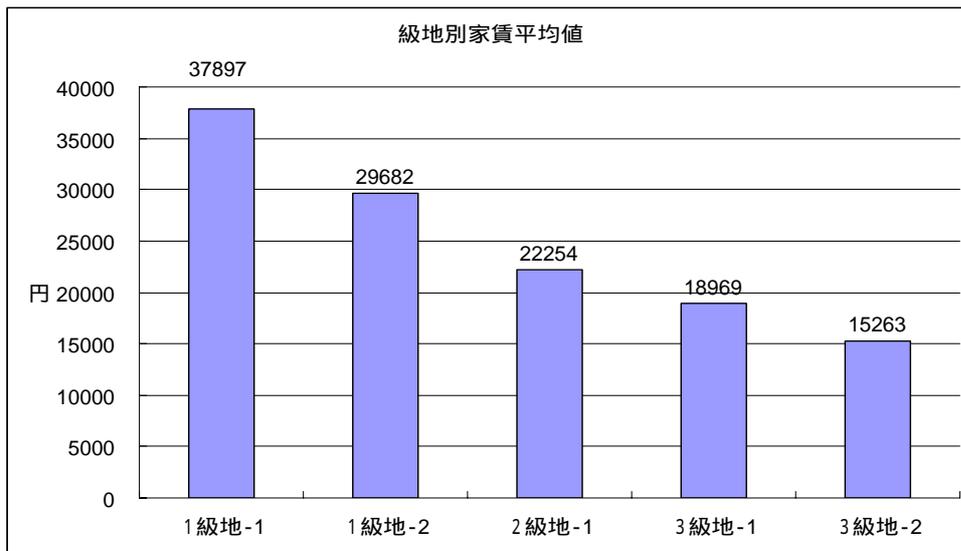


図 12

家賃 A... 1級地-1にあるホームで入居者本人が負担している家賃

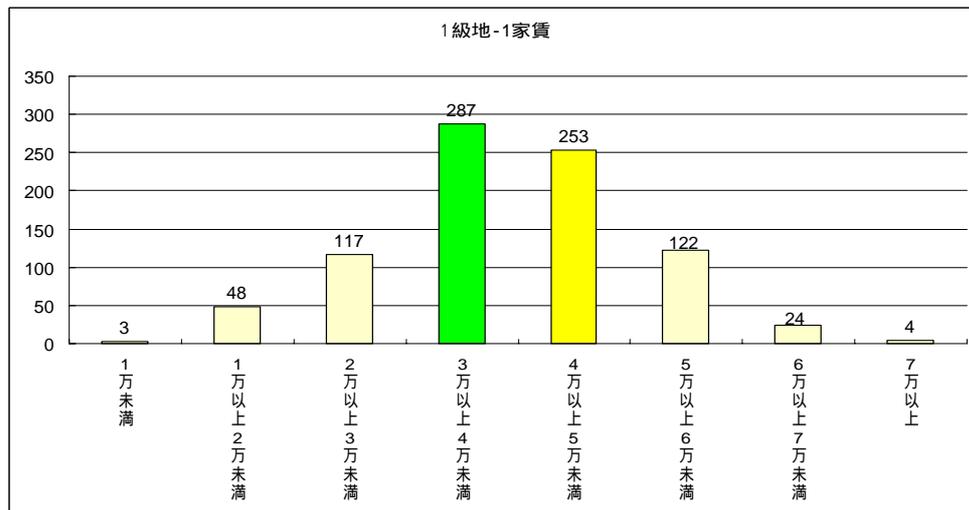


図 13

家賃 B... 家賃補助を足した本来の家賃

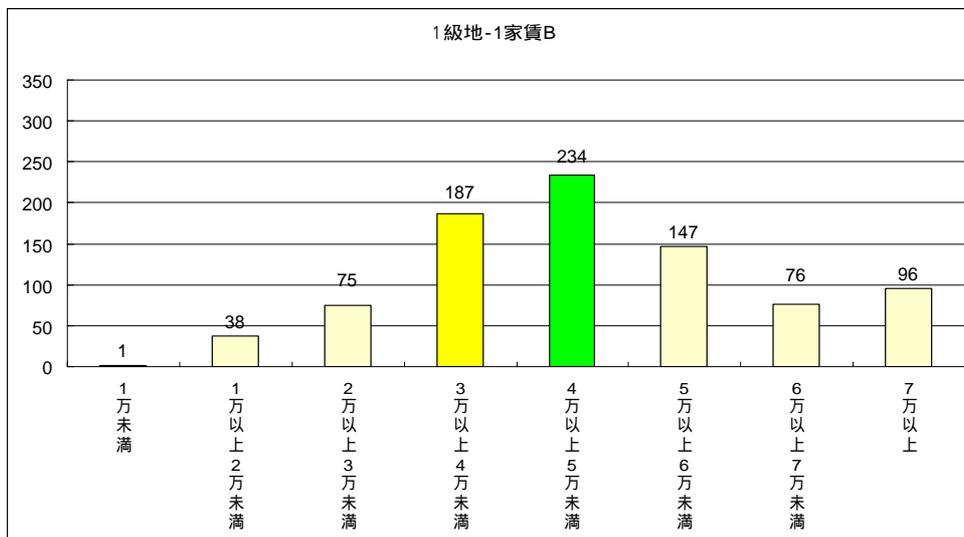


図 14

図 14

1級地-1の自治体がもうけている家賃助成額を入居者負担に加えて集計したものであるが、助成による負担軽減が図に現れている。しかし助成を受けてもその負担はまだ大きい。

	家賃A		家賃B	
	平均値	有効回答数	平均値	有効回答数
1級地-1	37897.1	865	45414.8	861

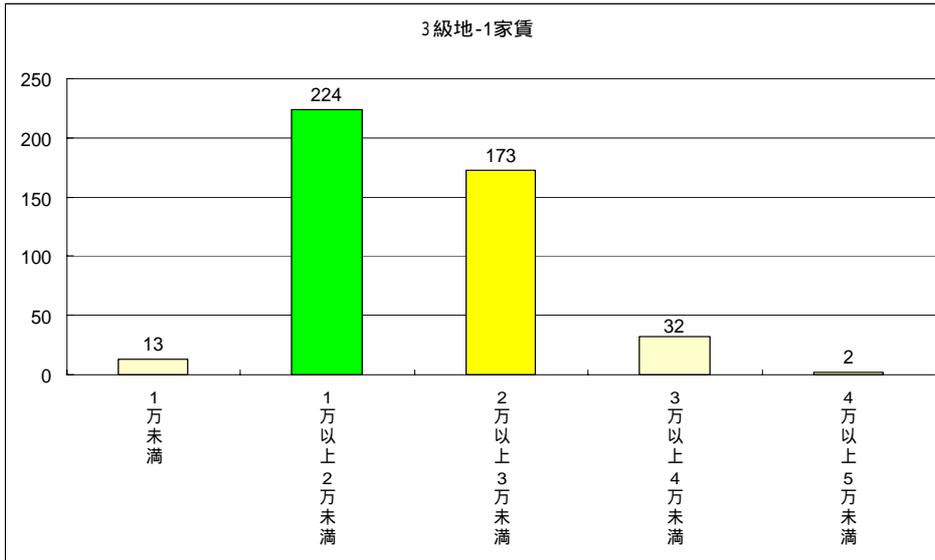


図 15

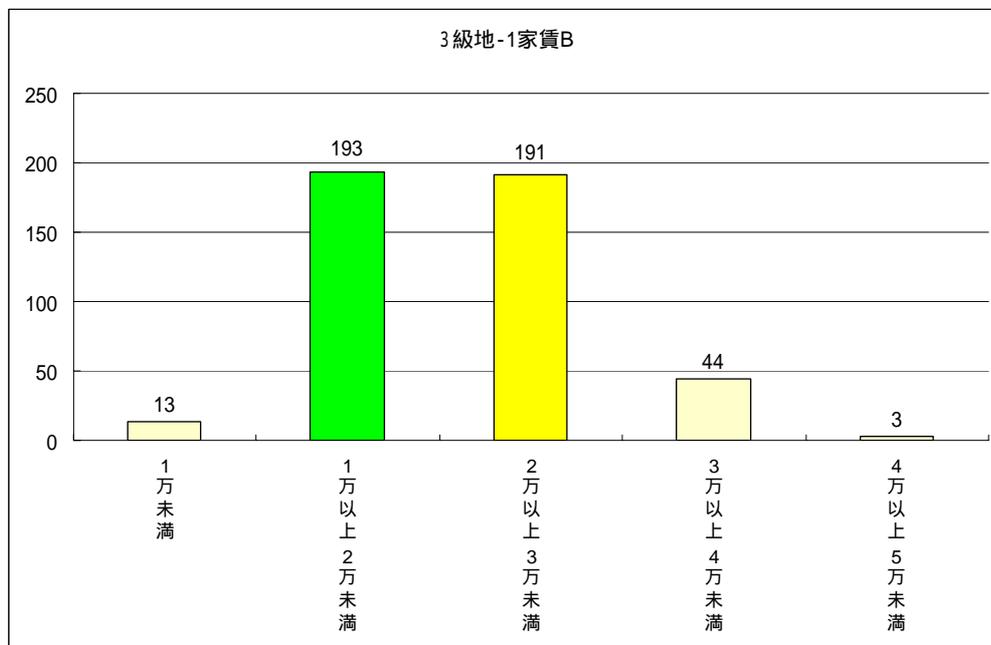


図 16

	家賃A		家賃B	
	平均値	有効回答数	平均値	有効回答数
3級地-1	18969.3	444	19970.2	444

[居住費]

厚生労働省の基準居住費（家賃+水光熱費）2.3万円について分析したもの

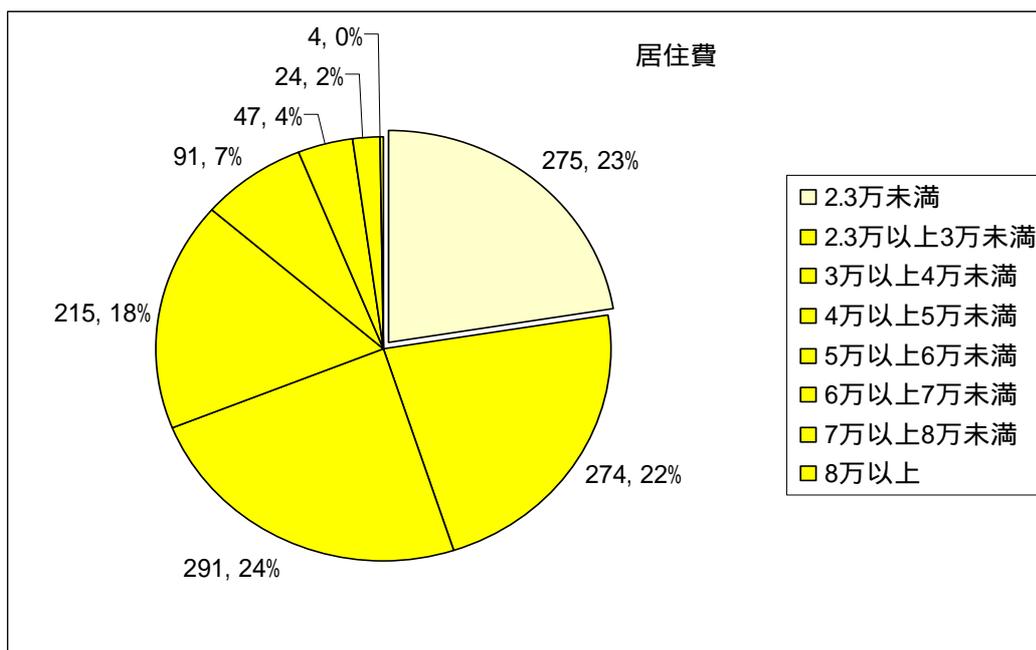


図 17

居住費額	回答数
2.3万未満	275
2.3万以上3万未満	274
3万以上4万未満	291
4万以上5万未満	215
5万以上6万未満	91
6万以上7万未満	47
7万以上8万未満	24
8万以上	4
有効回答数	1221

基準額 2.3万円を超えている入居者の割合は 77%におよぶ。

これを生活保護の級地別の平均値が下表であるが、3級地でも基準額は超える結果となっている。

級地	居住費	
	平均値	有効回答数
1級地-1	45816.3	412
1級地-2	40508.3	75
2級地-1	28246.5	108
3級地-1	27673.3	335
3級地-2	25042.4	244

* 2級地-2は有効回答数が少ないため無効

まとめ

[グループホームへの支払額（食費＋家賃＋水光熱費＋共益費）]

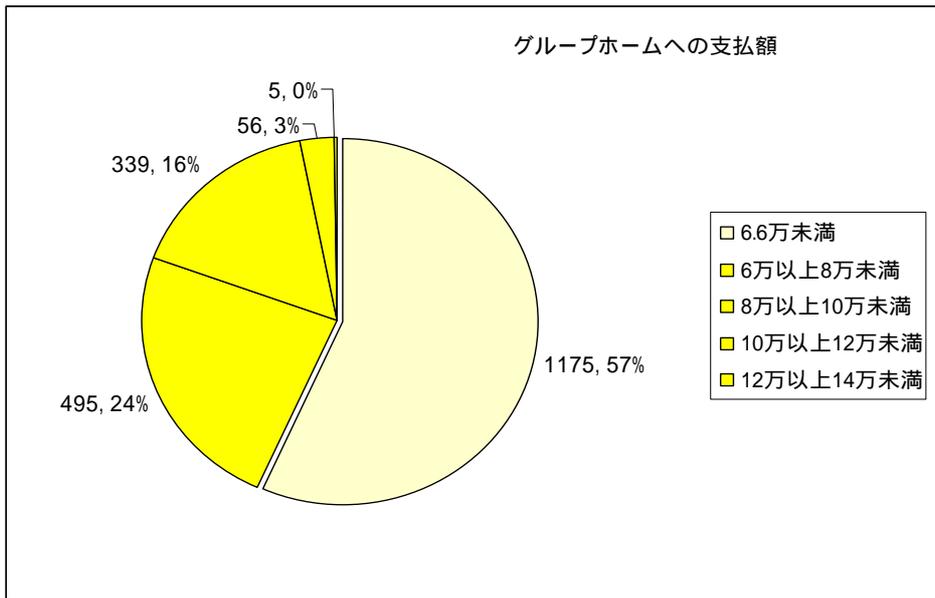


図 18 有効回答数：2070

ホームへの支払額	回答数
6.6万未満	1175
6.6万以上8万未満	495
8万以上10万未満	339
10万以上12万未満	56
12万以上14万未満	5
有効回答数	2070

グループホーム入居者が現在、グループホームに支払って費用について集計。

実際の生活はこれにその他生活費がプラスされて成り立っている。

グループホームに支払う額だけで厚生労働省の基準額 6.6 万を超えてしまう入居者が 43% となっている。

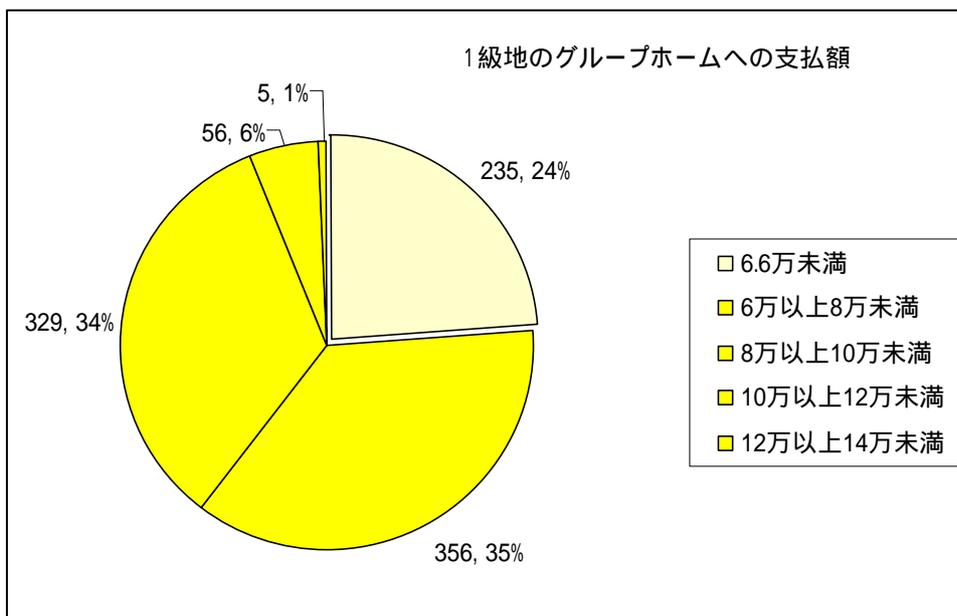


図 19 有効回答数：981

1 級地（1 級地 1 と 1 級地 2）だけを見ても 6.6 万を超える額を支払っている入居者は 76% と大幅に増える。

1級地

ホームへの支払額	回答数
6.6万未満	235
6万以上8万未満	356
8万以上10万未満	329
10万以上12万未満	56
12万以上14万未満	5
有効回答数	981

〔グループホームへの支払額にその他生活費（2.1万）を加えたもの〕

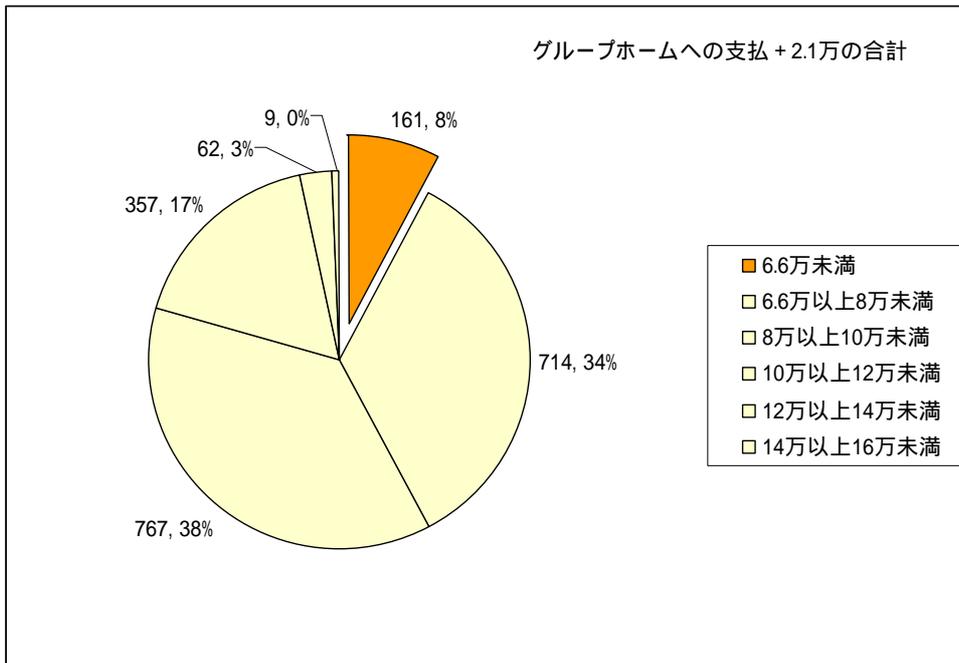


図 20 有効回答数：2070

ホームへの支払い + 2.1万

6.6万未満	161
6.6万以上8万未満	714
8万以上10万未満	767
10万以上12万未満	357
12万以上14万未満	62
14万以上16万未満	9
有効回答数	2070

その他生活費(2.1万)は、厚生労働省基準生活費で算定されているその他生活費である。実際の生活ではその他生活費が2.1万円ではとうてい足りない。しかし、その他生活費を2.1万円と仮定すると、グループホームに実際支払う額にその他生活費2.1万円をプラスした額が本来の基準生活費となる。この額が厚労省が設定した基準額6.6万円を超えない入居者は、全体の8%しかいない。これを1級地-1で見るとわずか2%となる。

1級地-1

6.6万未満	17
6.6万以上8万未満	72
8万以上10万未満	375
10万以上12万未満	331
12万以上14万未満	60
14万以上16万未満	9
有効回答数	864

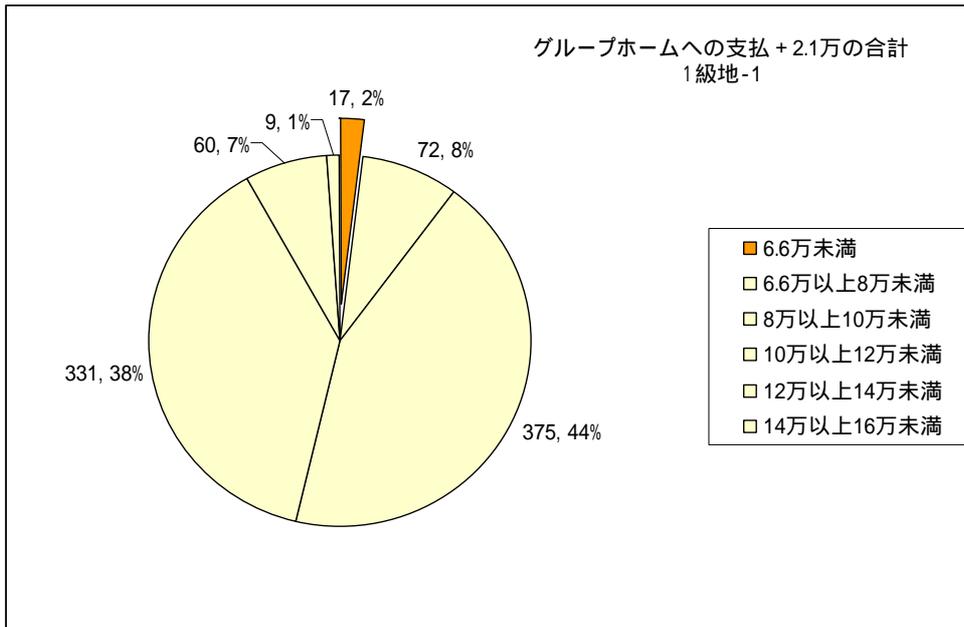


図 21 有効回答数：864

[収支]

収入額 - {グループホームへの支払額 + その他生活費 (2.1万)}

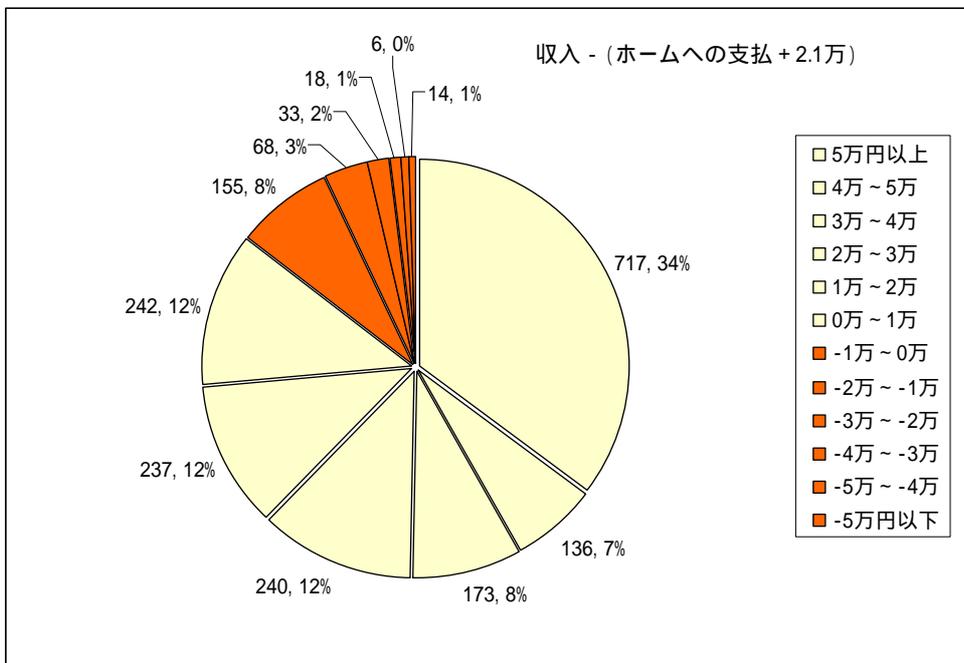


図 22 有効回答数：2039

それぞれの総収入額から生活費〔グループホームへの支払額にその他生活費 (2.1万) をプラスしたものを設定した〕を差し引いたものである。

収支が赤字の者が15%となっており、調査による収入額ではグループホームへの支払額を引くとその他生活費が2.1万も得られない者が多いことを示している。

最後の収支の表

	回答数
5万円以上	717
4万～5万	136
3万～4万	173
2万～3万	240
1万～2万	237
0万～1万	242
-1万～0万	155
-2万～-1万	68
-3万～-2万	33
-4万～-3万	18
-5万～-4万	6
-5万円以下	14
有効回答数	2039

つまり、収入からグループホームに支払う額を引くと、厚労省がその他生活費の基準とした2.1万円すら残らない入居者が15%もいる。しかし、この人たちのほとんどは、収入が6.6万円を超えるため、定率負担金の支払いが発生する。グループホームに支払った後、手元に厚労省自らが最低必要だとした2.1万円以下しか残っていない人たちも、負担金を支払わなければならない。